

議第一五號

大正十一年度熊本縣熊本市歲入出決算

歲入

一金百八拾八萬五千百拾八圓參拾六錢貳厘

歲入決算高

歲出

一金八拾參萬四千八百八拾參圓參拾參錢

經常部決算高

一金五拾萬七千四百五拾八圓貳拾壹錢

臨時部決算高

合計金百參拾四萬貳千參百四拾壹圓五拾四錢

歲入出差引

殘高五拾四萬貳千七百七拾六圓八拾貳錢貳厘

大正十一年度熊本縣熊本市歲入出決算

[illegible]

一教育費補助	一、三〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	過ヲ生シタルハ補助額ノ増額シタルニ由ル
一補商工學校費補助	一、三〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇	
六縣補助金	一四、四〇四、七九〇	一四、四〇四、七九〇	一四、四〇四、七九〇	
一土木費補助	一、三八四、〇〇〇	一、三八四、〇〇〇	一、三八四、〇〇〇	
一土木費補助	一、三八四、〇〇〇	一、三八四、〇〇〇	一、三八四、〇〇〇	
一土木費補助	一、三八四、〇〇〇	一、三八四、〇〇〇	一、三八四、〇〇〇	
二教育費補助	五、八五五、〇〇〇	五、八五五、〇〇〇	五、八五五、〇〇〇	不足ヲ生セシハ電車線道路擴張費補助ナカリシト其ノ他ノ工費減少ニ伴フ結果トニ由ル
一教育費補助	五、八五五、〇〇〇	五、八五五、〇〇〇	五、八五五、〇〇〇	過ヲ生セシハ前年度交付未済ノ分收入セシニ由ル
三衛生費補助	七、〇九五、七九〇	七、〇九五、七九〇	七、〇九五、七九〇	不足ヲ生セシハ豫防費支出額ノ少カリシ結果ニ由ル
二衛生費補助	七、〇九五、七九〇	七、〇九五、七九〇	七、〇九五、七九〇	
四勸業費補助	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
四勸業費補助	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
四勸業費補助	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
四勸業費補助	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	
四勸業費補助	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	七〇、〇〇〇	

七寄附金	一八、四三五、九六〇	一八、四三五、九六〇	一八、四三五、九六〇	
一土木費指定寄附	九、〇八七、九六〇	九、〇八七、九六〇	九、〇八七、九六〇	不足ヲ生セシハ電車市營ノ爲寄附取消アリシニ由ル
一道路橋梁費指定寄附	九、〇八七、九六〇	九、〇八七、九六〇	九、〇八七、九六〇	
一汚物掃除費指定寄附	三、一四八、〇〇〇	三、一四八、〇〇〇	三、一四八、〇〇〇	過ヲ生セシハ臨時寄附アリタルニ由ル
一汚物掃除費指定寄附	三、一四八、〇〇〇	三、一四八、〇〇〇	三、一四八、〇〇〇	
三警備費指定寄附				收入ナキハ寄附者ナカリシニ由ル
三警備費指定寄附				
四教育費指定寄附	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	
四教育費指定寄附	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	
四教育費指定寄附	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	
四教育費指定寄附	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	
四教育費指定寄附	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	六、二〇〇、〇〇〇	
二社會教育費指定寄附	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
二社會教育費指定寄附	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
二社會教育費指定寄附	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
二社會教育費指定寄附	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
二社會教育費指定寄附	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	
三教育費指定寄附	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	
三教育費指定寄附	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	
三教育費指定寄附	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	
三教育費指定寄附	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	
三教育費指定寄附	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	二、二〇〇、〇〇〇	

二國稅附營業稅	一六五、五〇二、六〇〇	一六五、五〇二、六〇〇	一三、六九〇、〇〇〇	五、一三三、六〇〇	過ヲ生セハ國稅營業稅ノ多カリシニ由ル
三附所得稅稅	一五、八七三、三〇〇	一五、八七三、三〇〇	一三、八四、四〇六、〇〇〇	六、七、四八一、三〇〇	過ヲ生セハ所得稅ノ多カリシニ由ル
四賣藥營業稅	七、三〇〇	七、三〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	七、三〇〇	過ヲ生セハ賣藥營業稅ノ多カリシニ由ル
五取引所營業稅	三、七、一、三〇〇	三、七、一、三〇〇	四、〇〇〇、〇〇〇	三、七、一、三〇〇	過ヲ生セハ取引所營業稅ノ多カリシニ由ル
六附加數稅割	三九、一八六、七六〇	三九、一八六、七六〇	三九、一八六、七六〇	三、七、一、三〇〇	不足ヲ生セハ不納欠損アリシニ由ル
七縣稅營業稅	三、五、一、九〇、一、九〇	三、五、一、九〇、一、九〇	三、五、一、九〇、一、九〇	三、五、一、九〇、一、九〇	不足ヲ生セハ不納欠損アリシニ由ル

八附雜加種稅稅	二七、九七六、三六〇	二七、九七六、三六〇	二、一、九〇、一、九〇	過ヲ生セハ縣稅營業稅ノ多カリシニ由ル
九附遊加興稅稅	六、九、六、四、八三〇	六、九、六、四、八三〇	二、一、九〇、一、九〇	過ヲ生セハ縣稅營業稅ノ多カリシニ由ル
十附觀加覽稅稅	五、三、〇、八九〇	五、三、〇、八九〇	二、一、九〇、一、九〇	過ヲ生セハ縣稅營業稅ノ多カリシニ由ル
十一特別稅電氣扇使用稅	六、四、〇、〇〇〇	六、四、〇、〇〇〇	二、一、九〇、一、九〇	過ヲ生セハ縣稅營業稅ノ多カリシニ由ル
歲入合計	一、八、五、一、八、三、六、二	一、八、五、一、八、三、六、二	二、一、九〇、一、九〇	過ヲ生セハ縣稅營業稅ノ多カリシニ由ル

過ヲ生ゼシハ時々欠員アリシト低給巡視ヲ採用セシトニ由ル	六掃除監視吏給料	二〇、七八二、五〇二、八八〇、〇〇〇	一、〇九七、四五〇
過ヲ生ゼシハ電車事業調査委員會等開會度數少カリシニ由ル	一費用辨償	二、二八〇、〇〇〇	三、六四二、〇〇〇
不足ヲ生ゼシハ縣外出張並市内出張ノ多カリシニ由ル	二旅費	三、二六六、七六〇	九、四六六、〇〇〇
過ヲ生ゼシハ時々欠員アリシト低給使丁ヲ採用セシニ由ル	三守衛給仕及使丁給料	二〇、九四一、七〇〇	二、〇六五、〇〇〇
不足ヲ生ゼシハ戸數割調査ノ爲臨時雇員ノ雇入日數多カリシニ由ル	四傭人料	一六、一三一、五〇〇	一三、七五、〇〇〇
不足ヲ生ゼシハ勤務ノ成績ニ基キ賞與額ヲ増加給與シタルニ由ル	五賞與	三、六八〇、二〇〇	一六、三五八、〇〇〇
	六退隱料	四、一九九、九〇〇	四、二〇〇、〇〇〇
	七退職給與金	六四七、〇〇〇	五二、〇〇〇
不足ヲ生ゼシハ退職者ノ多カリシニ由ル	八死亡給與金	三三〇、〇〇〇	一、〇〇〇
三需用費	五二、四六二、七四〇	四四、〇四九、〇〇〇	七、四三三、七四〇

二會議費	一役所修繕費	四、二五、七〇〇	△八、七〇〇	不足ヲ生ゼシハ修繕個處ノ多カリシニ由ル
一費用辨償	六、八五、〇〇〇	七、一〇八、〇〇〇	二五、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ議員ノ出席少カリシニ由ル
二給料	八四三、〇〇〇	六、一〇四、〇〇〇	二二〇、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ參事會員ノ出席少カリシニ由ル
三雜給	八四、八〇〇	八五、八〇〇	一五、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ臨時書記ノ備入少カリシニ由ル
二給仕使丁給	五、六四、一〇〇	五、三〇、〇〇〇	△三四、一〇〇	不足ヲ生ゼシハ給仕使丁ノ備入多カリシニ由ル
二備入料	三二〇、七〇〇	二九、〇〇〇	一七、三〇〇	過ヲ生ゼシハ議案謄寫雇員ノ備入少ナカリシニ由ル
一備品費	三、六五、四一〇	三、九五、〇〇〇	△三〇、五九〇	車其具ハ由ル
二消耗品費	三、一六、八七〇	三、一四、〇〇〇	一、二七、二三〇	過ヲ生ゼシハ薪炭並雜品ノ購入少ナカリシニ由ル
二印刷費	三、四八、〇三〇	三、六七、〇〇〇	一、九一、〇七〇	過ヲ生ゼシハ議案印刷費安價ナリシニ由ル
四通信運搬費	三、一三、五〇〇	三、一七、〇〇〇	一、五、六五〇	過ヲ生ゼシハ通信事項ノ少ナカリシトニ由ル
五點燈費	三、三三、二〇〇	三、一〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	支出ナキハ夜間會議ナカリシニ由ル
三土木費	六八、〇九、五九〇	二、一五、〇〇〇	二、一五、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ道路修繕材料ノ低廉ナリシトニ由ル
一道路橋梁費	五七、〇六、四一〇	一、一八、三九〇	一、一八、三九〇	過ヲ生ゼシハ橋梁修繕材料ノ低廉ナリシニ由ル
二橋梁費	九、八五、四〇〇	三、一七、六〇〇	三、一七、六〇〇	過ヲ生ゼシハ水馬車ノ備入少カリシトニ由ル
二治水堤防費	五、六〇、一四〇	五、八六、〇〇〇	二、九三、八六〇	過ヲ生ゼシハ入札價格ノ低廉ナリシニ由ル
二堤防修繕費	四、〇二、四一〇	四、〇二、八〇〇	三、八四〇	過ヲ生ゼシハ入札價格ノ低廉ナリシニ由ル

一備品費	六、一〇、七三〇	五、五〇〇	△四七、七四〇	過ヲ生ゼシハ椅子修繕ヲ見合セタルニ由ル
二消耗品費	三、一六、八七〇	三、一四、〇〇〇	一、二七、二三〇	過ヲ生ゼシハ薪炭並雜品ノ購入少ナカリシニ由ル
二印刷費	三、四八、〇三〇	三、六七、〇〇〇	一、九一、〇七〇	過ヲ生ゼシハ議案印刷費安價ナリシニ由ル
四通信運搬費	三、一三、五〇〇	三、一七、〇〇〇	一、五、六五〇	過ヲ生ゼシハ通信事項ノ少ナカリシトニ由ル
五點燈費	三、三三、二〇〇	三、一〇、〇〇〇	二、〇、〇〇〇	支出ナキハ夜間會議ナカリシニ由ル
三土木費	六八、〇九、五九〇	二、一五、〇〇〇	二、一五、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ道路修繕材料ノ低廉ナリシトニ由ル
一道路橋梁費	五七、〇六、四一〇	一、一八、三九〇	一、一八、三九〇	過ヲ生ゼシハ橋梁修繕材料ノ低廉ナリシニ由ル
二橋梁費	九、八五、四〇〇	三、一七、六〇〇	三、一七、六〇〇	過ヲ生ゼシハ水馬車ノ備入少カリシトニ由ル
二治水堤防費	五、六〇、一四〇	五、八六、〇〇〇	二、九三、八六〇	過ヲ生ゼシハ入札價格ノ低廉ナリシニ由ル
二堤防修繕費	四、〇二、四一〇	四、〇二、八〇〇	三、八四〇	過ヲ生ゼシハ入札價格ノ低廉ナリシニ由ル

			二浚渫費	一、三三〇、一〇〇	一、三三五、〇〇〇	四、八八〇	過ヲ生ゼシハ人夫賃ノ低廉ナ リシニ由ル
			三急水費	二五七、八七〇	五、四三〇、〇〇〇	二八五、一三〇	過ヲ生ゼシハ急水防禦ニ要ス ル人夫ノ備入及材料ノ購入少 カリシニ由ル
	三街燈費	一、四七〇、三三〇		一、四七〇、三三〇	一、九四七、〇〇〇	四七六、六七〇	過ヲ生ゼシハ街燈新設工事ノ 遅延セシト器具取替ヲ爲サザ リシトニ由ル
	四渡舟費	六〇四、四一〇		六〇四、四一〇	六、一七五、五八〇	一、一七五、五八〇	過ヲ生ゼシハ人夫ノ備入ヲ減 ゼシト番小屋修繕ニ要セシ經 費少カリシトニ由ル
	五雜費	三、三三七、二九〇		三、三三七、二九〇	三、四八八、〇〇〇	一五〇、七二〇	過ヲ生ゼシハ測量個處減少ノ結 果人夫ノ備入少ナカリシト測 量器具機械ノ低價ナリシトニ由ル
四教育費			一雜費	三、三三七、二九〇	三、四八八、〇〇〇	一五〇、七二〇	過ヲ生ゼシハ測量個處減少ノ結 果人夫ノ備入少ナカリシト測 量器具機械ノ低價ナリシトニ由ル
		四二、六九五、六〇〇		四二、六九五、六〇〇	四三、九〇一、〇〇〇	六、三〇五、三七〇	過ヲ生ゼシハ師範學校卒業生ノ 配當少カリシト正教員欠員ノ爲 代用教員ヲ以テ補充シタルニ由ル
	一小學校費	三二、六九二、七〇〇	一教員給料	二六、一〇六、九〇〇	二七〇、九一五、〇〇〇	九、八八八、一〇〇	過ヲ生ゼシハ師範學校卒業生ノ 配當少カリシト正教員欠員ノ爲 代用教員ヲ以テ補充シタルニ由ル

			二使丁給	八、四四六、八七〇	八、四九六、〇〇〇	四九、一三〇	過ヲ生ゼシハ一時欠員アリシ ニ由ル
			三旅費	三、五〇五、三三〇	二、六四五、〇〇〇	八六〇、三三〇	不足ヲ生ゼシハ赴任者ノ多カ リシト視察出張必要アリシニ 由ル
			四賞與	二、一三二、〇〇〇	四、八三八、〇〇〇	七、二九三、〇〇〇	不足ヲ生ゼシハ勤務ノ成績ニ 基キ賞與額ヲ増加給與セシニ 由ル
			五學校醫手當	二、五二二、六五〇	二、五九〇、〇〇〇	六、〇七三、三五〇	過ヲ生ゼシハ學校醫ノ欠員ア リシニ由ル
	二高學費	三、三三三、三三〇	六恩給基金	二、四八九、〇八〇	二、七〇八、〇〇〇	二、三六、九八〇	不足ヲ生ゼシハ教員ノ死亡者 ノ遺族ニ給與金支給ノ必要ア リシニ由ル
			七遺族給與金	四〇一、〇〇〇	一、〇〇〇	四〇一、〇〇〇	不足ヲ生ゼシハ退職教員ニ對 シ慰勞金給與ノ必要アリシニ 由ル
			八退職慰勞金	二、一三三、〇〇〇	二、一三三、〇〇〇	二、一三三、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ人夫備入ノ少カ リシニ由ル
			九備人料	一、五九〇、五五〇	一、七九八、〇〇〇	二〇七、〇五〇	過ヲ生ゼシハ器具修繕ノ少カ リシニ由ル
			十備品費	三、九五九、三〇〇	三、九九七、〇〇〇	三、九七〇	過ヲ生ゼシハ木炭代ノ低廉ナ リシト購入數量ノ少カリシニ 由ル
			十一消耗品費	九、二七五、七四〇	九、九四三、〇〇〇	六六七、二五〇	過ヲ生ゼシハ池田花園校ノ電 燈架設ノ遅レタルニ由ル
			十二點燈費	一、三三三、九九〇	二、三九六、〇〇〇	三、七二、〇一〇	過ヲ生ゼシハ池田花園校ノ電 燈架設ノ遅レタルニ由ル

三印 刷 費	一、九五、〇七〇	二、三三、〇〇〇	三〇一、九三〇	過ヲ生ゼシハ印刷物ノ少カリ シト價格ノ低廉ナリシトニ由 ル
十四賄 品 費	二、四九、〇〇〇	二、四八、〇〇〇	七、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ臨時居殘料ヲ要 セザリシニ由ル
十五通信運搬費	三、五五、一七〇	二、一九、〇〇〇	△二七、一七〇	不足ヲ生ゼシハ官製木炭購入 ノ爲メ運搬費ヲ要セシニ由ル
十六雜 人 費	三、五二、八四〇	三、八九、〇〇〇	三七、一六〇	過ヲ生ゼシハ衛生費並運動獎 勵費ニ豫定ノ經費ヲ要セサリ シニ由ル
十七校舍修繕費	五、五〇、八九〇	五、五七、〇〇〇	二六、二〇〇	過ヲ生ゼシハ小破修繕ノ個所 少カリシニ由ル
十八借 地 料	七、九六〇	八七、〇〇〇	一四、〇二〇	過ヲ生ゼシハ實習地ノ擴張見 合ハセタルニ由ル
二高等 校 費 女	五、四六、三〇〇	二、五七、八五〇	二、五三、六八〇	過ヲ生ゼシハ一時欠員アリシ ニ由ル
一教員給料	一九、六八、〇七〇	二、七六、〇〇〇	三、〇八七、九三〇	過ヲ生ゼシハ低給書記ヲ採用 セシニ由ル
二書記給料	二、六五、二三〇	六六、〇〇〇	六三六、七〇〇	過ヲ生ゼシハ低給書記ヲ採用 セシニ由ル
三使 丁 給	二、七〇、〇〇〇	二、七〇、〇〇〇	一、九三、二八〇	不足ヲ生ゼシハ赴任旅費ノ多 カリシニ由ル
四旅 費	一、六〇、二八〇	一、五七、〇〇〇	△九三、二八〇	不足ヲ生ゼシハ赴任旅費ノ多 カリシニ由ル

五賞 給 與	一、一〇八、〇〇〇	四二、〇〇〇	△六七、〇〇〇	不足ヲ生ゼシハ勤務ノ成績ニ 基キ賞與増加セシニ由ル
六國庫納金	二五九、七一〇	三九、〇〇〇	六九、二九〇	過ヲ生ゼシハ教員ノ欠員ニ伴 ヒ俸給支給額ノ減少セシ結果 ニ由ル
七給 與 金	一、一三、〇〇〇	四、一〇〇	△六、一〇〇	支出ナキハ退職教員ナカリシ ニ由ル
八備 人 料	六五九、七〇〇	一〇、〇〇〇	△六、三〇〇	不足ヲ生ゼシハ職員賃金ノ少 シニ由ル
九備 品 費	四五一、三四〇	五〇〇、〇〇〇	四七、六六〇	過ヲ生ゼシハ圖書代並器械標 本代ノ低廉ナリシニ由ル
十實 習 費	一、二四六、九三〇	一、二五〇、〇〇〇	三、〇七〇	過ヲ生ゼシハ實習材料代ノ低 廉ナリシニ由ル
十一消耗品費	四四〇、二二〇	四四、〇〇〇	三、七九〇	過ヲ生ゼシハ薪炭代ノ低廉ナ リシニ由ル
十二印刷費	二、八六、四六〇	三、一〇〇、〇〇〇	二、二三、五四〇	過ヲ生ゼシハ印刷物ノ少ナカ リシニ由ル
十三通信運搬費	三、一〇三、〇六〇	三、四八〇、〇〇〇	四三三、〇六〇	不足ヲ生ゼシハ官製木炭購入 ノ爲メ運搬費ヲ要セシニ由ル
十四點 燈 費	二〇八、八八〇	一〇、〇〇〇	△一〇、一八〇	過ヲ生ゼシハ電球ノ破損少ナ カリシニ由ル
十五雜 費	七五、九五〇	七五、〇〇〇	△六、〇五〇	不足ヲ生ゼシハ事務用品ノ整理 ニ由ル
三商工學費	三、〇二二、二八〇	三、四八〇、〇〇〇	四三三、〇六〇	不足ヲ生ゼシハ官製木炭購入 ノ爲メ運搬費ヲ要セシニ由ル

工修繕費	九、〇〇〇	一〇、〇〇〇	一、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ修繕材料ノ低廉ナリシニ由ル
七賄費	一〇、五〇〇	一〇、〇〇〇	△一〇九、五〇〇	不足ヲ生ゼシハ宿直ノ必要ヲ生ゼシニ由ル
三商工學校費	三、〇一一、八六〇	三、〇一一、八六〇	四六、七二〇	不足ヲ生ゼシハ修繕材料ノ低廉ナリシニ由ル
二教員給料	二〇、八四七、四〇三	二〇、八四七、四〇三	二、一二三、〇六〇	過ヲ生ゼシハ教員交迭ノ爲メ後任者ノ任用遅レタルニ由ル
二舎監給料	三、一六〇	三、一六〇	三、一八四〇	全メニ由ル
三書記給料	一、一三七、五八〇	一、一〇〇、〇〇〇	六、二四三〇	過ヲ生ゼシハ増員ノ任用遅レタルニ由ル
四使丁給	六、五七、一三〇	七、一〇、〇〇〇	六、二八七〇	全メニ由ル
五旅人費	二、五三、一八〇	一、八四、〇〇〇	△五八、一八〇	不足ヲ生ゼシハ教員赴任旅費ノ多カリシニ由ル
六賞與	一、二二七、〇〇〇	四、三五、〇〇〇	△七二、〇〇〇	不足ヲ生ゼシハ勤務ノ成績ニ基キ特別賞ノ必要アリシニ由ル
七獎勵金	二九、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	四、〇〇〇	過ヲ生ゼシハ豫定通奨勵金支出ノ必要ナカリシニ由ル
八學校醫手當	一、六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	△六六、〇〇〇	不足ヲ生ゼシハ運動場ノ整理費ヲ要セシニ由ル

九國庫納金	一七九、二八〇	二七、〇〇〇	四七、七二〇	過ヲ生ゼシハ教員ノ欠員ニ伴ヒ俸給支給額ノ減少シタル結果ニ由ル
十給與金	五五五、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇	△五四三、〇〇〇	不足ヲ生ゼシハ退職教員ニ對シ給與金支給ノ必要アリシニ由ル
十一備人料	二九、九五〇	三〇、〇〇〇	△二、〇五〇	過ヲ生ゼシハ器具購入ノ少カリシニ由ル
十二備品費	三、四三、五二〇	三、四九、一〇〇	五八、四八〇	過ヲ生ゼシハ木炭代ノ低廉ナリシニ由ル
十三消耗品費	一、〇五、一八〇	一、一一、〇〇〇	五八、八二〇	過ヲ生ゼシハ電燈増設工事ノ遅延セシニ由ル
十四點燈費	二〇、四八〇	四、一〇〇〇	△一〇、五〇〇	過ヲ生ゼシハ印刷數ノ少カリシニ由ル
十五印刷費	五九、二一〇〇	一六、〇〇〇	△三三、九〇〇	過ヲ生ゼシハ使丁欠員中宿直辨當ヲ要セザリシニ由ル
十六賄費	一〇九、五〇〇	一、一四、〇〇〇	△一四、五〇〇	不足ヲ生ゼシハ官製木炭購入ノ爲メ運搬費ヲ要セシニ由ル
十七通信運搬費	一五、一四〇〇	一〇八、〇〇〇	△四、四〇〇	過ヲ生ゼシハ新聞廣告料並電力費ノ支出少カリシニ由ル
十八雜費	八、四一、八五〇	六、四七〇、〇〇〇	一、三三八、一五〇	不足ヲ生ゼシハ運動場ノ整理費ヲ要セシニ由ル
四對實業師督學費	一〇、七六、〇〇〇	一、一六七、〇〇〇	一、〇九七、〇〇〇	不足ヲ生ゼシハ運動場ノ整理費ヲ要セシニ由ル

四校實業補習學費	10,766,030	10,766,030	11,819,000	1,042,970	不足ヲ生ゼシハ時々教員ノ欠員アリシニ由ル
一教員給料	8,496,590	9,826,000	1,329,410	過ヲ生ゼシハ使丁更迭ノ結果豫定外ノ支給ヲ要セシニ由ル	
二使丁給	301,640	300,000	△1,640	不足ヲ生ゼシハ赴任旅費支給ノ必要アリシニ由ル	
三旅費	113,400	111,000	△2,400	不足ヲ生ゼシハ勤務ノ成績ニ基キ賞與額ヲ増加セシニ由ル	
四賞與	533,000	176,000	△357,000	過ヲ生ゼシハ教員欠員ニ伴ヒ俸給支給額ノ減少セシ結果ニ由ル	
五恩給基金	20,760	5,000	△15,760	過ヲ生ゼシハ器具標本代ノ低廉ナリシニ由ル	
六備品費	135,490	135,000	△490	過ヲ生ゼシハ購入品ノ價格低廉ナリシニ由ル	
七消耗品費	247,950	310,000	△62,050	過ヲ生ゼシハ印刷物ノ少カリシニ由ル	
八點燈費	406,350	449,000	△42,650	過ヲ生ゼシハ電力消費ノ少カリシニ由ル	
九印刷費	100,760	114,000	△13,240	不足ヲ生ゼシハ電話増設ノ必要アリシニ由ル	
十通信運搬費	109,080	275,000	△165,920		

五幼稚園費	13,690,060	13,690,060	413,940	過ヲ生ゼシハ實業講話ニ要スル經費少カリシニ由ル
一職員給料	8,896,140	9,500,000	△603,860	過ヲ生ゼシハ有資格者ヲ得サリシニ由ル
二使丁給	1,439,990	1,440,000	△10	不足ヲ生ゼシハ臨時講習會出席旅費ヲ要セシニ由ル
三旅費	60,000	1,000	△59,000	不足ヲ生ゼシハ勤務ノ成績ニ基キ賞與額ヲ増加セシニ由ル
四賞與	510,000	219,000	△291,000	過ヲ生ゼシハ一時園醫欠員アリシニ由ル
五園醫手當	44,990	50,000	△5,010	過ヲ生ゼシハ保婦ノ欠員ニ伴ヒ俸給支給額ノ減少セシ結果ニ由ル
六恩給基金	10,990	247,000	△236,010	過ヲ生ゼシハ人夫ノ備入少カリシニ由ル
七備品料	110,200	110,000	△200	過ヲ生ゼシハ圖書並ニ器具代セサリシニ由ル
八備品費	1,181,910	1,212,000	△30,090	過ヲ生ゼシハ雜品ノ購入少カリシニ由ル
九消耗品費	685,730	740,000	△54,270	

七消毒費	一雜給	三通信運搬費	四賄費	五點燈費	六借地料	七雜費	四修繕費						
三三、七〇	三三八、二〇〇	九〇、二五〇	一、四三、三九〇	五二四八、八五〇	一一、〇〇〇	六、六八〇	六七、八二〇						
二八、七〇	三三八、二〇〇	九九、〇〇〇	二、〇二九、〇〇〇	二四五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一七五、〇〇〇	六四六、〇〇〇						
一修繕費	一手當	二人夫給	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇						
六四六、〇〇〇	六〇、〇〇〇	一〇〇、一〇〇	二、〇二九、〇〇〇	二四五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一七五、〇〇〇	六四六、〇〇〇						
一八、一八〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二、〇二九、〇〇〇	二四五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一七五、〇〇〇	六四六、〇〇〇						
二八、一八〇	二二、〇〇〇	二二、〇〇〇	二、〇二九、〇〇〇	二四五、〇〇〇	一一、〇〇〇	一七五、〇〇〇	六四六、〇〇〇						
過ヲ生セシハ修繕材料ノ低廉ナリシニ由ル	過ヲ生セシハ消毒件數ノ少カリシ爲メ出張手當ノ支出少カリシニ由ル	過ヲ生セシハ消毒件數ノ少カリシ爲メ二人夫傭入少カリシニ由ル	過ヲ生セシハ入院患者ノ少カリシ爲メ賄料少カリシニ由ル	過ヲ生セシハ器具破損ノ爲メ取替料ヲ要セシニ由ル	過ヲ生セシハ火葬費ヲ要セサルシトニ由ル	過ヲ生セシハ火葬費ヲ要セサルシトニ由ル	過ヲ生セシハ火葬費ヲ要セサルシトニ由ル						

三印刷費	六八、〇〇〇	六八、〇〇〇	〇	
四通信運搬費	三、五〇〇	七、〇〇〇	三、五〇〇	過ヲ生セシハ通信事項ノ少カリシニ由ル
五點燈費	一九九、六七〇	二一六、〇〇〇	一六、三〇〇	過ヲ生セシハ公共便所ノ減少ニ伴ヒ點燈個數ノ減セシニ由ル
六被服費	四二七、八〇〇	五五五、〇〇〇	一三七、二〇〇	過ヲ生セシハ購入品ノ價格低廉ナリシニ由ル
七借地料	一三、五〇〇	五四、〇〇〇	△六八、五〇〇	不足ヲ生セシハ汚物仮置場増設ノ必要アリシニ由ル
八雜費	一五九、二〇〇	一六〇、〇〇〇	△七九〇	
三修繕費	二九七、四五〇	二九〇、〇〇〇	△七、四五〇	
一修繕費	二九七、四五〇	二九〇、〇〇〇	△七、四五〇	不足ヲ生セシハ巡視派出所及公共便所破損ノ個所多カリシニ由ル
九公園費	一、四四九、八三〇	一、五九三、〇〇〇	二四三、一七〇	
一雜給	一、〇四二、九〇〇	一、〇九六、〇〇〇	五三、一〇〇	
一番衛給	三三六、〇〇〇	三三六、〇〇〇	〇	

一 度 量 衡 費	三六九、〇〇〇	三七、〇〇〇	三、〇〇〇	過ヲ生セシハ雇員ノ雇入少カリシニ由ル
四 勸 業 調 査 費	九六四、三〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	三五、七〇〇	過ヲ生セシハ印刷代ノ低廉ナリシニ由ル
五 害 虫 驅 除 費	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	〇	
一 手 當	九〇、〇〇〇	九〇、〇〇〇	〇	
七 四 六、四 七〇	七四六、四七〇	一、三三七、〇〇〇	五八〇、五三〇	
一 棄 兒 費	〇	五、〇〇〇	五、〇〇〇	支出ナキハ棄兒養育ノ事實ナカリシニ由ル
二 救 助 困 費 者	七四六、四七〇	一、一五七、〇〇〇	四一〇、五三〇	支出ナキハ貧困者ニ被服給與ノ必要ナカリシニ由ル
一 救 助 米 代	五九一、一五〇	五九二、〇〇〇	一八五〇	
二 被 服 費	二八、一五〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	

三 一 時 救 助 費	一四七、〇一〇	五〇、〇〇〇	三七、九八〇	過ヲ生セシハ救助人員ノ少カリシニ由ル
四 雜 費	二八、三〇〇	一五、〇〇〇	六、七〇〇	過ヲ生セシハ埋葬費ノ給與セシモノ少カリシニ由ル
一 食 費	〇	七五、〇〇〇	七五、〇〇〇	支出ナキハ給與ノ必要ナカリシニ由ル
二 被 服 費	〇	六〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇	支出ナキハ救助スヘキモノナカリシニ由ル
三 一 時 救 助 費	二六、八五〇	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
八、九 九、八 一〇	八、九九、八一〇	九、三〇、〇〇〇	三二、一九〇	
一 給 料	一、三七〇、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	過ヲ生セシハ増員監理員ノ任用遅レタルニ由ル
一 監 理 員 給 料	一、三七〇、〇〇〇	一、四一〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	
二、三 五、五〇〇	二、三五、五〇〇	二、四〇、〇〇〇	△一二、五〇〇	
一 守 衛 使 丁 給	一、四四八、四〇〇	一、五〇〇、〇〇〇	四一、六〇〇	過ヲ生セシハ使丁ノ欠勤多カリシニ由ル

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	四修繕費	一、四一〇、一九〇	一、六六五、〇〇〇	二五四、八一〇	過ヲ生セシハ入札ノ結果修繕料ノ低廉ナリシト小破修繕箇所少カリシトニ由ル
十四警備費	一修繕費	一、四一〇、一九〇	一、六六五、〇〇〇	二五四、八一〇	過ヲ生セシハ入札ノ結果修繕料ノ低廉ナリシト小破修繕箇所少カリシトニ由ル
	一雜給	三、八二七、三九〇	四、三六七、〇〇〇	五九、六一〇	過ヲ生セシハ大江町及池田町公設消防組織實現セサリシ結果ニ由ル
	一手賃料當	三、八二七、三九〇	四、四四〇、〇〇〇	五二、六一〇	支出ナキハ賞與ノ必要ナカリシニ由ル
	二賞與		二七、〇〇〇	二七、〇〇〇	
	二需用費	五、九八八、〇五〇	八、二二八、〇〇〇	二、二八九、九五〇	過ヲ生セシハ大江町及池田町公設消防組織實現セサリシニ由ル
	一備品費	三、四九六、六三〇	四、一八三、〇〇〇	六六、三七〇	全
	二消耗品費	七九、六二〇	一〇三、〇〇〇	二四三、三八〇	全
	二賄費	八八、一八〇〇	一九五、〇〇〇	一〇四、二〇〇	全
	四被服費	四七、三〇〇	六三、〇〇〇	一七四、七〇〇	過ヲ生セシハ被服代ノ價格低廉ナリシニ由ル

五雜費	三二、七〇〇	四六五、〇〇〇	一四三、三〇〇	過ヲ生セシハ大江町及池田町 公設消防組組織實セサリシ 爲水力試験費少カリシニ由ル
三修繕費	七〇七、九一〇	八五〇、〇〇〇	一四二、〇九〇	過ヲ生セシハ修繕材料ノ低廉 ナリシト修繕ケ所ノ少カリシ ニ由ル
二修繕費	七〇七、九一〇	一八五、〇〇〇	二四一、〇九〇	過ヲ生セシハ修繕材料ノ低廉 ナリシト修繕ケ所ノ少カリシ ニ由ル
一修繕費	三、二四七、八四〇	三、五五二、〇〇〇	三〇四、一六〇	過ヲ生セシハ電燈破損ノ少カ リシト修繕個所ノ少カリシニ 由ル
一市營住宅費	一五五、九四〇	一九一、〇〇〇	三五、〇六〇	過ヲ生セシハ料率ノ低下セシ ニ由ル
二火災保險料	三、〇六六、九七〇	三、三〇一、〇〇〇	二三四、〇三〇	過ヲ生セシハ不動產移轉登記 件數ノ少カリシニ由ル
三雜費	三八二、四九〇	三六〇、〇〇〇	三五、〇七〇	過ヲ生セシハ不動產移轉登記 件數ノ少カリシニ由ル
一諸稅	五三、三八〇	一六三、〇〇〇	△三三、三八〇	不足ヲ生セシハ拂下未濟ノ個 所アルニ由ル
一土地租	一四三、四一八〇	一六二、〇〇〇	△三三、一八〇	不足ヲ生セシハ拂下未濟ノ個 所アルニ由ル
二縣稅地租割	一九、一八〇	一、三〇九、〇〇〇	△一〇、一八〇	全
三組合豫防費	〇一〇	三、〇一〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、九九〇	全
一神饌幣帛料	七〇〇、〇〇〇	五九九、〇〇〇	△一〇一、〇〇〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
二雜費	四、六一〇	一五、〇〇〇	△二五、三九〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
一金庫費	二五〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	△二五、〇〇〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
二郵便貯金 振替手数料	二、四六七、〇三〇	二、四〇〇、〇〇〇	△六七、〇三〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル

七神社費	七〇四、六一〇	六四、〇〇〇	△一〇〇、六一〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
二縣稅地租割	一九、一八〇	一、三〇九、〇〇〇	△一〇、一八〇	全
三組合豫防費	〇一〇	三、〇一〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、九九〇	全
一神饌幣帛料	七〇〇、〇〇〇	五九九、〇〇〇	△一〇一、〇〇〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
二雜費	四、六一〇	一五、〇〇〇	△二五、三九〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
一金庫費	二五〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	△二五、〇〇〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
二郵便貯金 振替手数料	二、四六七、〇三〇	二、四〇〇、〇〇〇	△六七、〇三〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
大公金取扱費	四、五八八、七二〇	五、四九四、〇〇〇	△九〇五、二九〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
一市營住宅費	一五五、九四〇	一九一、〇〇〇	三五、〇六〇	不足ヲ生セシハ料率ノ低下セシ ニ由ル
二火災保險料	三、〇六六、九七〇	三、三〇一、〇〇〇	二三四、〇三〇	不足ヲ生セシハ不動產移轉登記 件數ノ少カリシニ由ル
三雜費	三八二、四九〇	三六〇、〇〇〇	三五、〇七〇	不足ヲ生セシハ不動產移轉登記 件數ノ少カリシニ由ル
一諸稅	五三、三八〇	一六三、〇〇〇	△三三、三八〇	不足ヲ生セシハ拂下未濟ノ個 所アルニ由ル
一土地租	一四三、四一八〇	一六二、〇〇〇	△三三、一八〇	不足ヲ生セシハ拂下未濟ノ個 所アルニ由ル
二縣稅地租割	一九、一八〇	一、三〇九、〇〇〇	△一〇、一八〇	全
三組合豫防費	〇一〇	三、〇一〇、〇〇〇	△三、〇〇〇、九九〇	全
一神饌幣帛料	七〇〇、〇〇〇	五九九、〇〇〇	△一〇一、〇〇〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
二雜費	四、六一〇	一五、〇〇〇	△二五、三九〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
一金庫費	二五〇、〇〇〇	二二五、〇〇〇	△二五、〇〇〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
二郵便貯金 振替手数料	二、四六七、〇三〇	二、四〇〇、〇〇〇	△六七、〇三〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル
大公金取扱費	四、五八八、七二〇	五、四九四、〇〇〇	△九〇五、二九〇	不足ヲ生セシハ神饌幣帛料ヲ 供進スベキ神社増加セシニ由 ル

二土地買收費	六、七〇、〇〇〇	六、七〇、〇〇〇	六、七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	過ヲ生セシハ實測ノ結果買收坪數ヲ減少セシニ由ル
一病院敷地買	六、七〇、〇〇〇	六、七〇、〇〇〇	六、七五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	
一衛生諸費	六、五〇、〇〇〇	六、五〇、〇〇〇	六、五〇、〇〇〇	二八、〇〇〇	
一獎勵費	二、五〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇	二六、〇〇〇	
一產婆講習費	二、五〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇	二、五〇、〇〇〇	二六、〇〇〇	
五汚物掃除費	二六、〇一八、八四〇	二六、〇一八、八四〇	二六、〇一八、八四〇	七九、二六〇	
一改築費	二四、二四一、八四〇	二四、二四一、八四〇	二四、二四一、八四〇	七九、二六〇	過ヲ生セシハ入札價格ノ低廉ナリシニ由ル
一溝渠築造費	二四、二四一、八四〇	二四、二四一、八四〇	二四、二四一、八四〇	七九、二六〇	
一雜品費	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	二八、〇〇〇	過ヲ生セシハ測量ニ要スル經費ヲ要セサリシニ由ル
二營繕費	一、七七七、〇〇〇	一、七七七、〇〇〇	一、七七七、〇〇〇	一、七七七、〇〇〇	
一建築費	二、七七七、〇〇〇	二、七七七、〇〇〇	二、七七七、〇〇〇	二、七七七、〇〇〇	

六勸業諸費	四、五九三、七六〇	四、五九三、七六〇	四、五九三、七六〇	一五、二四〇	
一獎勵費	三、八四四、二六〇	三、八四四、二六〇	三、八四四、二六〇	一五、七四〇	過ヲ生セシハ研究獎勵費ヲ要セサリシト講習會ニ要セシ材料價格ノ低廉ナリシトニ由ル
二案內纂費記	六、七四九、五〇〇	六、七四九、五〇〇	六、七四九、五〇〇	五〇〇	
一編纂內費記	二、七四九、五〇〇	二、七四九、五〇〇	二、七四九、五〇〇	五〇〇	
七警備費	二、三六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	二、三六〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	
二需用費	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	〇	
一備品費	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	一、〇〇〇、〇〇〇	〇	
二建築費	六、三三〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	支出ナキハ建築ヲ見合セタルニ由ル
一唧筒置場費	六、三三〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇	六、三三〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	
二火ノ見臺	一、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	一、四〇、〇〇〇	七四〇、〇〇〇	

臨時部計	五七四九、二〇〇	五七四九、二〇〇	一、三四一、三八四、〇〇〇	七、七四、五七九、〇〇〇
歲出合計	一、三四一、三四一、五四〇	一、三四一、三四一、五四〇	三、〇九六、六八二、〇〇〇	七、七四、五七九、〇〇〇
右之通り精算候儀相違無之候也				
大正十二年七月三十一日				
右審査候處不都合無之二付市會ノ認定ニ附ス				
大正十三年二月二十日提出				
熊本市收入役				
今				
村喜三郎				
熊本市長				
高橋守雄				

議第一六號

恩賜特別基本財産大正十一年度歳入出決算

歳入

一金貳拾七圓貳拾參錢

歳入決算高

歳出

一金貳拾七圓貳拾參錢

歳出決算高

恩賜特別基本財産大正十一年度歳入出決算

歲入

決 算		決 算		説 明			
科 目	項 目	決 算 額	種 目	決 算 額	豫 算 額	過 不 足 △ 卽ハ不足	附 記
一 財 産 ヨ リ 生 ス ル 収 入		二七、 ^四 三〇〇		二七、 ^四 三〇〇	二六、 ^四 〇〇〇	△ ^四 七	
一 基 本 財 産 収 入		二七、三〇〇	一 預 金 利 子	二七、三〇〇	二六、〇〇〇	△七	
歳 入 合 計		二七、三〇〇		二七、三〇〇	二六、〇〇〇	△七	

歳入 合 計	一 基 本 財 産 入	一 基 本 積 金 入	一 基 本 積 金 入	一 基 本 積 金 入	一 基 本 積 金 入	一 基 本 積 金 入	一 基 本 積 金 入
二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇
一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金
二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇
二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
△印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足
附	附	附	附	附	附	附	附
5	5	5	5	5	5	5	5

恩賜制限基本積金大五十一半更越人出共算

經常部
歳出

科 目	一 基 本 財 産 成 産	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金	一 蓄 積 金
決算額	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇
種 目	種 目	種 目	種 目	種 目	種 目	種 目	種 目
決算額	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇	二七、三〇〇
豫算額	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇	二六、〇〇〇
過不足 △印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足	△印不足
附 記	附 記	附 記	附 記	附 記	附 記	附 記	附 記
七	七	七	七	七	七	七	七

右之通り精算候儀相違無之候也

大正十二年七月三十一日
熊本市収入役 今村 喜三郎
市審査員 小幡 合 兼之 二 市會、監査 二 市會、監査

大正十三年二月二十日提出

熊本市長

高

橋

守

雄

古之能也辭莫刻於昧無之刻也

[illegible]

遠出

議第一七號

細川侯爵家寄贈金積立金大正十一年度歳入出決算

歳入

一金六萬四千貳百拾八圓五拾貳錢

歳入決算高

歳出

一金六萬四千貳百拾八圓五拾貳錢

歳出決算高

盡出於乾高

細川侯爵家寄贈金積立金大正十一年度歳入出決算

歲入

決		算		決		算		説		明	
科		目		種		目		過不足		附	
款	項	決算額	種	決算額	豫算額	△印ハ不足	附	記			
一積立金ヨリ 生スル收入		四、二八、五〇〇 ^四		四、二八、五〇〇 ^四	四、二九、〇〇〇 ^四	△四八〇 ^四					
一積立金利子		四、二八、五〇〇		四、二八、五〇〇	四、二九、〇〇〇	△四八〇					
			一預金利子	四、二八、五〇〇	四、二九、〇〇〇	△四八〇					
二積立金受入		六〇、〇〇〇、〇〇〇		六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇						
	一積立金受入	六〇、〇〇〇、〇〇〇		六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇						
			細川侯爵家 一寄贈金積立 金繰入	六〇、〇〇〇、〇〇〇	六〇、〇〇〇、〇〇〇						
歳入合計		六四、二八、五〇〇		六四、二八、五〇〇	六四、二九、〇〇〇	△四八〇					

細二

縣人金

今

村喜三郎

ス

熊本市長

高橋守雄

尋常聽出

議 第 一 八 號 一 年 度 熊 本 縣 熊 本 市 窮 民 救 助 資 金 歲 入 出 決 算

大 正 十 一 年 度 熊 本 縣 熊 本 市 窮 民 救 助 資 金 歲 入 出 決 算

決 算 入		決 算 出		決 算 明	
一 金 千 百 貳 拾 圓 貳 拾 五 錢	目 決 算 額	目 決 算 額	歳 入 決 算 高	記	
財 産 収 入	六、〇二五	六、〇二五			
市 救 助 資 金	六、〇二五	六、〇二五			
一 金 千 百 貳 拾 圓 貳 拾 五 錢	六、〇二五	六、〇二五	歳 出 決 算 高		
一 公 債 利 子	二、九七五	二、九七五	過 ラ 生 ケ シ ハ 公 債 利 子 ノ 寄 附		
一 預 金 利 子	六、〇二五	六、〇二五	過 ラ 生 ケ シ ハ 預 金 ノ 多 少 由		
二 本 木 町 助 資 金 収 入	六、〇二五	六、〇二五			
一 預 金 利 子	六、〇二五	六、〇二五	不 足 ア 生 ケ シ ハ 預 金 ノ 多 少 由		
三 債 手 町 助 資 金 収 入	六、〇二五	六、〇二五			

一金千百兩 併 圓 兩 併 正 發
 出 共 算 高
 一金千百兩 併 圓 兩 併 正 發
 入 共 算 高
 大五十一 年 與 前 本 縣 前 本 市 窮 民 救 助 資 金 歲 入 出 決 算
 額 額 二 八 兩

大正十一年度熊本縣熊本市窮民救助資金歲入出決算

歲 入

科 目	決 算 額	決 算			附 記
		種 目	決 算 額	豫 算 額	
一 財產ヨリ生 スル 收入	九〇、二五〇 ^四		九〇、二五〇 ^四	九三、〇〇〇 ^四	過 不 足 △印ハ 不 足 四、二五〇 ^四
一 市救助資金 收入	九三、九二〇		九三、九二〇	八五、〇〇〇	過 不 足 △印ハ 不 足 四九、九二〇
一 公債利子	二九七、五〇〇		二九七、五〇〇	二五〇、〇〇〇	過 不 足 △印ハ 不 足 四七、五〇〇
二 預金利子	六〇五、四二〇		六〇五、四二〇	六〇三、〇〇〇	過 不 足 △印ハ 不 足 二、四二〇
二 本木町救 助資金收入	六九、七三〇		六九、七三〇	七一、〇〇〇	過 不 足 △印ハ 不 足 △一、二七〇
三 横手町救助 資金收入	七、六〇〇		七、六〇〇	八、〇〇〇	過 不 足 △印ハ 不 足 △四〇〇

[illegible]

歳出		決算		決算		説明	
科	目	決算額	種目	決算額	豫算額	過不足 △印ハ不足	附記
一資金造成費		一、〇九、九〇〇 ^円		一、〇九、九〇〇 ^円	一、三五三、〇〇〇 ^円	二四、一〇〇 ^円	
一市救助資	一金造成費	一、〇九、九〇〇		一、〇九、九〇〇	一、三五三、〇〇〇	二四、一〇〇	
			一蓄積金	一、〇九、九〇〇	一、三五三、〇〇〇	二四、一〇〇	過ヲ生セシハ歳入ニ於テ寄附金少カリシ結果ニ由ル
二管理費		〇		〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	
	一助本町救 管理資費	〇		〇	一一、〇〇〇	一一、〇〇〇	
			一費用辨償	〇	一二、〇〇〇	一二、〇〇〇	支出ナキハ委員會開會ナキニ由ル
三救助金		二一、三五〇		二一、三五〇	六七、〇〇〇	四五、六五〇	
	一二本町貧 困者救助費	二一、三五〇		二一、三五〇	五九、〇〇〇	三七、六五〇	

第 三 二

			一救助米代	一六、三五〇	五、〇〇〇	三、六五〇	過ヲ生セシハ受救者ノ少キニ由ル
		二被服費	〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	〇	支出ナキハ救助ヲ要スルモノナカリシニ由ル
		三一時救助費	〇	六、〇〇〇	六、〇〇〇	〇	支出ナキハ救助ヲ要スルモノナカリシニ由ル
		四雜費	五、〇〇〇	〇	五、〇〇〇	〇	不足ヲ生セシハ貧困者死亡埋葬費支出ヲ要セシニ由ル
	二横手町貧困者救助費	〇	〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	
	一一時救助費	〇	八、〇〇〇	八、〇〇〇	〇	〇	支出ナキハ救助ヲ要スルモノナカリシニ由ル
歳出	合計	一、一一〇、二五〇	一、一一〇、二五〇	一、四三三、〇〇〇	三二一、七五〇		

右精算候儀相違無之候也

大正十二年七月三十一日

熊本市収入役 今村 喜三郎

右審査候處不都合無之ニ付市會ノ認定ニ附ス

大正十二年二月二十日提出

熊本市長 高橋 守雄

議 第 一 九 號

一 年 度 熊 本 縣 熊 本 市 基 本 財 產 歲 入 出 決 算

大 正 十 一 年 度 熊 本 縣 熊 本 市 基 本 財 產 歲 入 出 決 算

決

歲 入

一 金 拾 五 萬 參 千 五 百 貳 拾 四 圓 九 拾 貳 錢 八 厘

歲 入 決 算 高

財 產 收 入

歲 出

一 金 拾 四 萬 八 千 貳 百 八 拾 九 圓 九 拾 九 錢 八 厘

歲 出 決 算 高

歲 入 出 差 引 殘 高 五 千 貳 百 參 拾 四 圓 九 拾 參 錢

一、地價町基本 財產收入	二、地價町基本 財產收入	三、地價町基本 財產收入	四、地價町基本 財產收入	五、地價町基本 財產收入	六、地價町基本 財產收入	七、地價町基本 財產收入	八、地價町基本 財產收入	九、地價町基本 財產收入	十、地價町基本 財產收入	十一、地價町基本 財產收入	十二、地價町基本 財產收入	十三、地價町基本 財產收入	十四、地價町基本 財產收入	十五、地價町基本 財產收入	十六、地價町基本 財產收入	十七、地價町基本 財產收入	十八、地價町基本 財產收入	十九、地價町基本 財產收入	二十、地價町基本 財產收入	二十一、地價町基本 財產收入	二十二、地價町基本 財產收入	二十三、地價町基本 財產收入	二十四、地價町基本 財產收入	二十五、地價町基本 財產收入	二十六、地價町基本 財產收入	二十七、地價町基本 財產收入	二十八、地價町基本 財產收入	二十九、地價町基本 財產收入	三十、地價町基本 財產收入	三十一、地價町基本 財產收入	三十二、地價町基本 財產收入	三十三、地價町基本 財產收入	三十四、地價町基本 財產收入	三十五、地價町基本 財產收入	三十六、地價町基本 財產收入	三十七、地價町基本 財產收入	三十八、地價町基本 財產收入	三十九、地價町基本 財產收入	四十、地價町基本 財產收入	四十一、地價町基本 財產收入	四十二、地價町基本 財產收入	四十三、地價町基本 財產收入	四十四、地價町基本 財產收入	四十五、地價町基本 財產收入	四十六、地價町基本 財產收入	四十七、地價町基本 財產收入	四十八、地價町基本 財產收入	四十九、地價町基本 財產收入	五十、地價町基本 財產收入	五十一、地價町基本 財產收入	五十二、地價町基本 財產收入	五十三、地價町基本 財產收入	五十四、地價町基本 財產收入	五十五、地價町基本 財產收入	五十六、地價町基本 財產收入	五十七、地價町基本 財產收入	五十八、地價町基本 財產收入	五十九、地價町基本 財產收入	六十、地價町基本 財產收入	六十一、地價町基本 財產收入	六十二、地價町基本 財產收入	六十三、地價町基本 財產收入	六十四、地價町基本 財產收入	六十五、地價町基本 財產收入	六十六、地價町基本 財產收入	六十七、地價町基本 財產收入	六十八、地價町基本 財產收入	六十九、地價町基本 財產收入	七十、地價町基本 財產收入	七十一、地價町基本 財產收入	七十二、地價町基本 財產收入	七十三、地價町基本 財產收入	七十四、地價町基本 財產收入	七十五、地價町基本 財產收入	七十六、地價町基本 財產收入	七十七、地價町基本 財產收入	七十八、地價町基本 財產收入	七十九、地價町基本 財產收入	八十、地價町基本 財產收入	八十一、地價町基本 財產收入	八十二、地價町基本 財產收入	八十三、地價町基本 財產收入	八十四、地價町基本 財產收入	八十五、地價町基本 財產收入	八十六、地價町基本 財產收入	八十七、地價町基本 財產收入	八十八、地價町基本 財產收入	八十九、地價町基本 財產收入	九十、地價町基本 財產收入	九十一、地價町基本 財產收入	九十二、地價町基本 財產收入	九十三、地價町基本 財產收入	九十四、地價町基本 財產收入	九十五、地價町基本 財產收入	九十六、地價町基本 財產收入	九十七、地價町基本 財產收入	九十八、地價町基本 財產收入	九十九、地價町基本 財產收入	一百、地價町基本 財產收入
-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	-----------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	------------------

基
二

1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044	2045	2046	2047	2048	2049	2050	2051	2052	2053	2054	2055	2056	2057	2058	2059	2060	2061	2062	2063	2064	2065	2066	2067	2068	2069	2070	2071	2072	2073	2074	2075	2076	2077	2078	2079	2080	2081	2082	2083	2084	2085	2086	2087	2088	2089	2090	2091	2092	2093	2094	2095	2096	2097	2098	2099	2100	2101	2102	2103	2104	2105	2106	2107	2108	2109	2110	2111	2112	2113	2114	2115	2116	2117	2118	2119	2120	2121	2122	2123	2124	2125	2126	2127	2128	2129	2130	2131	2132	2133	2134	2135	2136	2137	2138	2139	2140	2141	2142	2143	2144	2145	2146	2147	2148	2149	2150	2151	2152	2153	2154	2155	2156	2157	2158	2159	2160	2161	2162	2163	2164	2165	2166	2167	2168	2169	2170	2171	2172	2173	2174	2175	2176	2177	2178	2179	2180	2181	2182	2183	2184	2185	2186	2187	2188	2189	2190	2191	2192	2193	2194	2195	2196	2197	2198	2199	2200	2201	2202	2203	2204	2205	2206	2207	2208	2209	2210	2211	2212	2213	2214	2215	2216	2217	2218	2219	2220	2221	2222	2223	2224	2225	2226	2227	2228	2229	2230	2231	2232	2233	2234	2235	2236	2237	2238	2239	2240	2241	2242	2243	2244	2245	2246	2247	2248	2249	2250	2251	2252	2253	2254	2255	2256	2257	2258	2259	2260	2261	2262	2263	2264	2265	2266	2267	2268	2269	2270	2271	2272	2273	2274	2275	2276	2277	2278	2279	2280	2281	2282	2283	2284	2285	2286	2287	2288	2289	2290	2291	2292	2293	2294	2295	2296	2297	2298	2299	2300	2301	2302	2303	2304	2305	2306	2307	2308	2309	2310	2311	2312	2313	2314	2315	2316	2317	2318	2319	2320	2321	2322	2323	2324	2325	2326	2327	2328	2329	2330	2331	2332	2333	2334	2335	2336	2337	2338	2339	2340	2341	2342	2343	2344	2345	2346	2347	2348	2349	2350	2351	2352	2353	2354	2355	2356	2357	2358	2359	2360	2361	2362	2363	2364	2365	2366	2367	2368	2369	2370	2371	2372	2373	2374	2375	2376	2377	2378	2379	2380	2381	2382	2383	2384	2385	2386	2387	2388	2389	2390	2391	2392	2393	2394	2395	2396	2397	2398	2399	2400	2401	2402	2403	2404	2405</
------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	--------

三市教育基本 産	七四、五五	一預金 利子	九四、七三	三七、〇〇〇	五七、七三	過ヲ生セシハ預金増加セルニ 由ル
四市學校基本 産	一七、二四	一公債 利子	二、一五、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	一、一五、〇〇〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
五池田町學 校基本財入	七九、二五〇	二預金 利子	五、五九、五五	五、五八、〇〇〇	五、五八、〇〇〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
六花園町學 校基本財入	四、五二〇	一預金 利子	七九、二五〇	六、〇〇〇	一三、二五〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
七島崎町學 校基本財入	四、五二〇	一預金 利子	七九、二五〇	六、〇〇〇	一三、二五〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
八横手町學 校基本財入	三、一四、三三〇	一預金 利子	三、一四、三三〇	八、一五、〇〇〇	二、八〇、六六〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
九二本町學 校基本財入	三、一四、三三〇	一預金 利子	三、一四、三三〇	八、一五、〇〇〇	二、八〇、六六〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
十大江町學 校基本財入	五、九五五	一預金 利子	五、九五五	五、四、〇〇〇	△四、五	不足ヲ生セシハ預金高ノ少カ リシニ由ル

一土地賣拂代	三、九七〇	二預金 利子	五、九八〇	二、〇〇〇	△一〇、八〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
二社債利子	四、五七、八〇〇	一預金 利子	四、五七、八〇〇	三、四八、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
三土地賣拂代	三、九七〇	二預金 利子	五、九八〇	二、〇〇〇	△一〇、八〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
四社債利子	四、五七、八〇〇	一預金 利子	四、五七、八〇〇	三、四八、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
五池田町學 校基本財入	七九、二五〇	二預金 利子	五、五九、五五	五、五八、〇〇〇	五、五八、〇〇〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
六花園町學 校基本財入	四、五二〇	一預金 利子	七九、二五〇	六、〇〇〇	一三、二五〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
七島崎町學 校基本財入	四、五二〇	一預金 利子	七九、二五〇	六、〇〇〇	一三、二五〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
八横手町學 校基本財入	三、一四、三三〇	一預金 利子	三、一四、三三〇	八、一五、〇〇〇	二、八〇、六六〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
九二本町學 校基本財入	三、一四、三三〇	一預金 利子	三、一四、三三〇	八、一五、〇〇〇	二、八〇、六六〇	過ヲ生セシハ半期預替ノ爲複 利ヲ生セシニ由ル
十大江町學 校基本財入	五、九五五	一預金 利子	五、九五五	五、四、〇〇〇	△四、五	不足ヲ生セシハ預金高ノ少カ リシニ由ル

[illegible]

三財產賣拂代	四〇、四五〇	四二、〇〇〇	△三九〇、五五〇	
一土地賣拂代	〇	算 三六、〇〇〇	△三三六、〇〇〇	明
決 算 額	〇	三六、〇〇〇	△三三六、〇〇〇	收入ナキハ賣却ノ行ハレサル ニ由ル
科 目	決 算 額	〇	△三三六、〇〇〇	
一基本財産	二物件賣拂代	四〇、四五〇	九五、〇〇〇	△五四、五五〇
一市基本財産	一竹木賣拂代	四〇、四五〇	九五、〇〇〇	△五四、五五〇
一市基本財産	一蓄積金	三、六六八、三六〇	八六二、〇〇〇	二、八〇六、三六〇
一前年度	一前年度	三、六六八、三六〇	八六二、〇〇〇	二、八〇六、三六〇
五蓄積金受入	一蓄積金受入	二、〇六六、三六〇	二、〇六六、三六〇	不足ヲ生セシハ前年度精算殘金 ノ多カリシニ由ル
一蓄積金受入	一市基本財産受入	二、〇六六、三六〇	二、〇六六、三六〇	不足ヲ生セシハ前年度精算殘金 ノ多カリシニ由ル
四市基本財産受入	二市基本財産受入	二、〇六六、三六〇	二、〇六六、三六〇	不足ヲ生セシハ前年度精算殘金 ノ多カリシニ由ル

四 池田町學 校基本財 產造成費	一 三、五〇一	一 七三、〇〇〇	四〇、四九 九	過ラ生セシハ預金 利子ノ少カ 由ル
五 池田町學 校基本財 產造成費	七、六八〇	五、〇〇〇	△二五、六八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ減少シタ ル
六 花園町學 校基本財 產造成費	三六、二六〇	五、〇〇〇	△二五、六八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
七 島崎町學 校基本財 產造成費	九、一〇五	二七、〇〇〇	△九、二六〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
八 横手町學 校基本財 產造成費	一四、三三〇	二、〇〇〇	△七、一〇五	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
九 二本木町 學校基本 財產造成 費	三三、一六〇	二四、〇〇〇	△一八、八四〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十 大江町學 校基本財 產造成費	四五、九五五	四、〇〇〇	△四、九五五	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十一 春日學校 基本財產 造成費	一、三八〇	二、〇〇〇	△一、三八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十二 二本木町 基本財產 造成費	八、九三〇	二、〇〇〇	△六、九三〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十三 島崎町基 本財產造 成費	一九、九八〇	二、〇〇〇	△一七、九八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十四 市管理費	八四、一九〇	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十五 火災保險 料	六六、一四〇	一、八六〇	△一、八六〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル

一 市管理費	八〇三、三六〇	二、〇〇〇	△一、八六〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
二 島崎町基 本財產造 成費	一九、九八〇	二、〇〇〇	△一七、九八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
三 市管理費	八四、一九〇	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
四 火災保險 料	六六、一四〇	一、八六〇	△一、八六〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
五 池田町學 校基本財 產造成費	七、六八〇	五、〇〇〇	△二五、六八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
六 花園町學 校基本財 產造成費	三六、二六〇	五、〇〇〇	△二五、六八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
七 島崎町學 校基本財 產造成費	九、一〇五	二七、〇〇〇	△九、二六〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
八 横手町學 校基本財 產造成費	一四、三三〇	二、〇〇〇	△七、一〇五	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
九 二本木町 學校基本 財產造成 費	三三、一六〇	二四、〇〇〇	△一八、八四〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十 大江町學 校基本財 產造成費	四五、九五五	四、〇〇〇	△四、九五五	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十一 春日學校 基本財產 造成費	一、三八〇	二、〇〇〇	△一、三八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十二 二本木町 基本財產 造成費	八、九三〇	二、〇〇〇	△六、九三〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十三 島崎町基 本財產造 成費	一九、九八〇	二、〇〇〇	△一七、九八〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十四 市管理費	八四、一九〇	一、〇〇〇	△一、〇〇〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル
十五 火災保險 料	六六、一四〇	一、八六〇	△一、八六〇	不足ラ生セシハ預 金利子ノ増收トノ 爲蓄積金ノ増シタ ル

基 六

二管野費	一市管野費	二管池田費町	三管花園費町	四管島崎費町
八〇、三三〇	八〇、三三〇	二、〇二〇	一、九、一四〇	四、六、〇〇〇
三家屋修繕料	三公課	四雜費	一用委員償費	二公課
六、七、〇〇〇	六〇、一六〇	八、四、一六〇	一、一、〇二〇	四、五、一四〇
一、一、一〇、〇〇〇	二、〇、五、〇〇〇	二、一、八、〇〇〇	一、一、〇〇〇	四、六、〇〇〇
一、〇、五、一、九四〇	一、一、四、一六〇	一、三、〇、八、〇〇〇	一、一、〇〇〇	四、八、六〇〇
過ヲ生セシハ修繕ヲ要スヘキ 個所少カリシニ由ル	不足ヲ生セシハ縣稅地租割ノ 追徴アリタルニ由ル	支出ナキハ土地所有權移轉諸 費ヲ要セサルニ由ル	支出ナキハ委員會ノ開會ナカ リシニ由ル	不足ヲ生セシハ縣稅増率及追 徴アリタルニ由ル

基六

一管野費	六管二本木費町	七管大江費町	八管春日費町	四管替金	三年賦金
〇	四、六、〇〇〇	八、〇〇〇	二、〇、三、五、六五〇	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	七、六、三、五、四七〇
一用委員償費	一用委員償費	一用委員償費	一用委員償費	一用委員償費	二公課
六、〇〇〇	〇	〇	〇	〇	七、六、三、五、四七〇
四、三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	三、〇〇〇	九、〇、五、六、〇〇〇
六、六、〇〇〇	三、〇〇〇	四、〇〇〇	四、〇〇〇	〇	一、四、一〇、五、三〇〇
過ヲ生セシハ委員會出席少キニ 由ル	支出ナキハ委員會ノ開會ナカ リシニ由ル	支出ナキハ委員會ノ開會ナカ リシニ由ル	過ヲ生セシハ委員會出席少キニ 由ル	不足ヲ生セシハ縣稅増率及追 徴アリタルニ由ル	

基七

二 年 賦 金	一 家 屋 買 受 金	七、三、五、四、七〇	熊 本 市 本 金 受 信	七、三、五、四、七〇	九、〇、五、〇、〇〇	一、四、一〇、五、三〇	過 ヲ 生 セ シ ハ 局 舍 増 築 ノ 遅 レ タ ル 爲 買 受 年 賦 金 割 増 金 ノ 少 キ ニ 由 ル
四 繰 替 金		一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	多 額 員 費 計	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	
	一 繰 替 金	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇		一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	
			一 水 道 替 金 費	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	
			一 繰 替 金 計	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	一、一〇、〇〇〇、〇〇〇	〇	
五 雜 支 出		四、七、四〇〇	委 員 費 計	四、七、四〇〇	四、七、四〇〇	一、二、二、六〇	ミ ニ 由 ル 支 出 ハ 委 員 會 ノ 開 會 費 ニ 由 ル
	一 繰 入 金	四、七、四〇〇		四、七、四〇〇	四、七、四〇〇	一、二、二、六〇	
			一 計 繰 入 會	四、七、四〇〇	四、七、四〇〇	一、二、二、六〇	過 ヲ 生 セ シ ハ 繰 入 金 少 カ リ シ ニ 由 ル ハ 委 員 會 ノ 開 會 費 ニ 由 ル
六 豫 備 費	正 當 手 懸 費	〇		〇	四、九、三、〇〇〇	四、九、三、〇〇〇	
	一 豫 備 費	〇	委 員 費 計	四、九、三、〇〇〇	四、九、三、〇〇〇	四、九、三、〇〇〇	由 マ シ メ 主 シ ハ 委 員 會 出 金 セ キ ニ 由 ル

歲 出 合 計	一 豫 備 費	四、九、三、〇〇〇	四、九、三、〇〇〇	三、一、五、〇〇〇	
一四、二、八、九、九六		一四、二、八、九、九六	一五、一、四、八、〇〇〇	三、一、五、〇〇〇	

右之通り精算候儀相違無之候也
 大正十二年七月三十一日
 熊本市收入役 今 村 喜 三 郎
 右審査候處不都合無之二付市會ノ認定ニ附ス
 大正十三年二月二十日 提出
 熊本市長 高 橋 守 雄

[illegible]

議 第 二 〇 號

大正十一年度熊本縣熊本市子飼橋架設準備積立金歲入出決算

[illegible]

[illegible]

議第二號

大正十一年度熊本縣熊本市立商工學校實習費歲入出決算

商
一

商二

古審查刻數不適合無之二廿市會、臨宝二棚久

大五十二平少月三十一日

蕭本市郊人野 今 林 喜 三 瀨

古之直也辭莫刻辭則無之刻也

[illegible]

出

議第二二號 正十一年度熊本縣熊本市學齡兒童保護基金歲入出決算

大正十一年度熊本縣熊本市學齡兒童保護基金歲入出決算

決 算 入 決 算 明		決 算 入 決 算 明	
一金四拾五圓參拾七錢	目 決算額	歲入決算高	
一金參拾七圓四拾五錢	出 決算額	歲出決算高	
歲入出差引殘金七圓九拾貳錢	入 合計	歲入合計	

歳入出差(正)金(円)大計(加)

一金(参)併(十)圓(四)併(正)發

歳出(共)算(高)

歳出

一金(四)併(正)圓(参)併(十)發

歳入(共)算(高)

歳入

大正十一年(半)期(本)縣(本)市(學)齡(兒)童(保)護(基)金(歳)入(出)決(算)

歳入

大正十一年度熊本縣熊本市學齡兒童保護基金歳入出決算

歳入

決 算		決 算		決 算		決 算		決 算	
科 目	款 項	決 算 額	種 目	決 算 額	豫 算 額	過 不 足 △印ハ不足	附 記	歳 入	歳 出
基金ヨリ生 スル收入	一本木町學 二齡兒童保護 基金收入	四、三、七〇		四、三、七〇	五、〇、〇〇	△四、六、三〇			
			一預金利子	四、三、七〇	五、〇、〇〇	△四、六、三〇	不足ヲ生 セシハ預金高ノ少カ リシニ由ル		
歳 入	合 計	四、三、七〇		四、三、七〇	五、〇、〇〇	△四、六、三〇			

歳出		決算		決算		説明	
科目	項目	決算額	種目	決算額	豫算額	過不足	附記
一、學齡兒童 一、學齡兒童 一、學齡兒童	一、學齡兒童 一、學齡兒童 一、學齡兒童	三、七、四、五〇	一、學齡兒童 一、學齡兒童 一、學齡兒童	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	
二、需用費	二、需用費	三、七、四、五〇	二、需用費	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	
三、圖書費	三、圖書費	三、七、四、五〇	三、圖書費	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	
四、一學用品費	四、一學用品費	〇	四、一學用品費	〇	三、〇、〇〇〇	△三、〇、〇〇〇	支出ナキハ學用品給與ノ必要ナカリシニ由ル
五、二圖書費	五、二圖書費	三、七、四、五〇	五、二圖書費	三、七、四、五〇	二、〇、〇〇〇	△一、七、四、五〇	不足ヲ生セシハ圖書購入ノ多カリシニ由ル
六、合計	六、合計	三、七、四、五〇	六、合計	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	

大五十一半更讀本總讀本市學儲兒童對難基金額人出共算

歳出		決算		決算		説明	
科目	項目	決算額	種目	決算額	豫算額	過不足	附記
一、學齡兒童 一、學齡兒童 一、學齡兒童	一、學齡兒童 一、學齡兒童 一、學齡兒童	三、七、四、五〇	一、學齡兒童 一、學齡兒童 一、學齡兒童	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	
二、需用費	二、需用費	三、七、四、五〇	二、需用費	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	
三、圖書費	三、圖書費	三、七、四、五〇	三、圖書費	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	
四、一學用品費	四、一學用品費	〇	四、一學用品費	〇	三、〇、〇〇〇	△三、〇、〇〇〇	支出ナキハ學用品給與ノ必要ナカリシニ由ル
五、二圖書費	五、二圖書費	三、七、四、五〇	五、二圖書費	三、七、四、五〇	二、〇、〇〇〇	△一、七、四、五〇	不足ヲ生セシハ圖書購入ノ多カリシニ由ル
六、合計	六、合計	三、七、四、五〇	六、合計	三、七、四、五〇	五、〇、〇〇〇	△一、二、五、五〇	

右之通り精算候儀相違無之候也
 大正十二年七月三十一日
 熊本市收入役 今村 喜三郎
 右審査候處不都合無之二付市會ノ認定ニ附ス
 大正十三年二月二十日提出
 熊本市長 高橋 守雄

10

[illegible]

趙出并翼高

蕝人將震高

大正拾壹年度熊本縣熊本市大江町特別積立金歲入出決算

歲入

[illegible]

大五谷會平更補本總補本市大正町特別立金總人出光算

種 目	算 入	算 出	算 入	算 出	備 註
一、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	一、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
二、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	二、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
三、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	三、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
四、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	四、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
五、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	五、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
六、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	六、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
七、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	七、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
八、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	八、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
九、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	九、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
十、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	三三、九〇〇	十、大正町特別立金總人出光算	三三、九〇〇	△即ハ不足
合計	三三、九〇〇	三三、九〇〇	合計	三三、九〇〇	△即ハ不足

歲出

科 款	項 目	決 算 額	種 目	決 算 額	豫 算 額	過 不 足 △ 即 ハ 不 足	附 記
一、大江町特別立金		三三、九〇〇		三三、九〇〇	三三、九〇〇	〇	
二、一積立金		三三、九〇〇	一積立金	三三、九〇〇	三三、九〇〇	〇	
三、一積立金		三三、九〇〇	一積立金	三三、九〇〇	三三、九〇〇	〇	
四、一積立金		三三、九〇〇	一積立金	三三、九〇〇	三三、九〇〇	〇	
合計		三三、九〇〇	合計	三三、九〇〇	三三、九〇〇	〇	

右之通精算候儀相違無之候也

大正十二年七月三十一日

熊本市收入役 今村喜三郎

右審査候處不都合無之二付市會ノ認定ニ附ス

大正十三年二月二十日提出

熊本市長 高橋守雄

歸寧

[illegible]

議第二四號

大正十一年度熊本縣熊本市役所建築準備積立金歲入出決算

歲入

一金八萬四百四拾六圓八拾參錢壹厘

歲入決算高

歲出

一金八萬四百四拾六圓八拾參錢壹厘

歲出決算高

議第二五號

大正十一年度熊本縣熊本市學校敷地擴張準備積立金歲入出決算

歲入

一金四拾壹圓參拾七錢

歲入決算高

歲出

一金四拾壹圓參拾七錢

歲出決算高

瀋阳市 高 齋 宇 敬

卷中

蕭本市郊人好 今林喜三頂

今林喜三

[illegible]

議 第 二 六 號

大正十一年度熊本縣熊本市學校建築費積立金歲入出決算

歳入		歳入決算高	
一金壹萬五千百七拾九圓六拾五錢四厘			
歳出		歳出決算高	
一金壹萬五千百七拾九圓六拾五錢四厘			
一 株券利子		不足ヲ生ゼシハ積立金ハ少シ	
二 債券利子		不足ヲ生ゼシハ積立金ハ少シ	
三 預金利子		不足ヲ生ゼシハ積立金ハ少シ	

學 一

議第二七號

大正十一年度熊本縣熊本市水道敷設費歲入出決算

歲入

一金參拾九萬九千七百九拾五圓五拾參錢

歲入決算高

歲出

一金參拾貳萬參千九百八拾九圓九拾九錢

歲出決算高

歲入出差引

殘金七萬五千八百五圓五拾四錢

次年度繰越

算

[illegible]

測量製圖費	一、五八、九七〇	五、九二五、一一〇	四、三三六、一四〇	過ヲ生セシハ測量製圖用具及人夫ノ購入少ナカリシト測算額ノ前年度迄ノ豫算額トス
工事用品	七、〇〇〇	七、〇〇〇	九、九三三、〇〇〇	過ヲ生セシハ工事用品ノ運搬少カリシニ因ル
器具材料費	三、四三三、六二〇	七、〇〇〇	九、九三三、〇〇〇	過ヲ生セシハ器具材料ノ運搬少カリシニ因ル
二検査費	六、五五六、九六〇	六、五五六、九六〇	二八、四三三、〇四〇	過ヲ生セシハ鐵管其他ノ材料購入減少ニ伴ヒ検査材料及人夫ノ使役少カリシニ因ル
三電話費	四、〇六二、四〇〇	四、〇六二、四〇〇	二八、四三三、〇四〇	不足ヲ生セシハ線路ノ一部ヲ變更及延長シタル爲所要材料ノ購入及人夫賃等ノ増加シタルニ因ル
三公債費	一四、七三三、九一〇	一四、七三三、九一〇	二八、四三三、〇四〇	但豫算額ハ前年度迄ノ豫算額トス不足額ハ豫備ヨリ補充

一公債費	二四、七三三、九一〇	二四、七三三、九一〇	二八、四三三、〇四〇	過ヲ生セシハ工事ノ工程ニ伴ヒ市債ノ少カリシ結果ニ因ル
四雜支出	一、四八八、〇九〇	一、四八八、〇九〇	七、八〇八、六八〇	但豫算額中ニハ前年度迄ノ豫算額壹萬五千七百七拾圓七拾錢ヲ包含セリ
一雜支出	一、四八八、〇九〇	一、四八八、〇九〇	七、八〇八、六八〇	過ヲ生セシハ起工式執行等ノ運ニ至ラザリシニ因ル
五豫備費	〇	〇	〇	但豫算額中ニハ前年度迄ノ豫算額壹萬五千七百七拾圓七拾錢ヲ包含セリ
一豫備費	〇	〇	〇	本年度中ニ於テ補充セシ金額千四百六拾參圓五錢ニシテ豫算額中ニハ前年度迄ノ豫算額壹萬四千四百六拾六圓八拾錢ヲ包含セリ

合

計

三三、九九、九〇

三三、九九、九〇

一、六九、五九、九二〇

一、三五、六〇六、九三〇

豫算額中ニハ前年度迄ノ豫算
殘額八拾壹萬九千五百八拾壹
圓九拾貳錢ヲ包含セリ

右之通精算候儀相違無之候也

大正十二年七月三十一日

熊本市收入役 今

村 喜三郎

右審査候處不都合無之ニ付市會ノ認定ニ附ス

大正十三年二月廿日

熊本市長 高

橋 守雄

一縣支出 一四六、〇五〇

一縣支出 一四六、〇五〇

一縣支出 一四六、〇五〇

四縣支出 一四六、〇五〇

四縣支出 一四六、〇五〇

四縣支出 一四六、〇五〇

二公債費 一四六、〇五〇

二公債費 一四六、〇五〇

二公債費 一四六、〇五〇

議第二八號

大正十一年度熊本縣熊本市電氣軌道事業經濟歲入出決算

大正十一年度熊本市電氣軌道事業經濟歲入歲出算共收支無之候條此段報告候也

大正十二年七月三十一日

熊本市收入役 今村喜三郎

右審查候處不都合無之候ニ付市會ノ認定ニ附ス

大正十三年二月二十日

熊本市長 高橋守雄



大五十三平二日 瀨本市具 高 辭 守 縣

審查對數不適合無之對二付市會ノ監家二制入

大五十二平二日 瀨本市外人野 今 林 喜 三 順

大五十一平二日瀨本市雷原陣重車業縣寄人出算共外支無之對對此對辦告對出

大五十一平二日瀨本市雷原陣重車業縣寄人出算

八 瀨

OMZ 447